（様式１の３）

**適合規格確認票**

令和　　年　　月　　日

五 條 市 長　様

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （申請者） | 受付番号 |  |  | |
|  | 住　　　　所 |  | | |
|  | 商号又は名称 |  | | |
|  | 代表者職氏名 |  | |  |

１　入札件名　　　　自走式トイレカー購入

２　納入予定機器　　（メーカー）

　　　　　　　　　　（品　　名）

　　　　　　　　　　（型　　番）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 仕様 | 適合の  可　否 |
| 全体構造 | 車両は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に適合した新規車両であること。 |  |
| シャシは、最新式のトイレカーに用いることができる軽自動車シャシとし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制に適合するものであること。 |  |
| 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様であること。 |  |
| シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。 |  |
| シャシフレームに艤装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。 |  |
| 車両のカギは、シャシ純正とすること。 |  |
| バッテリーは、車両走行用とトイレ部分用の２系統とすること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外100V電源入力のどちらでも可能なこと。 |  |
| 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示）は、給油が容易な位置とすること。 |  |
| 艤装ボデー部分は、軽量化、防錆、防水性及び耐久性を十分考慮するとともに、総合的な重量軽減、車両重量のバランス等を考慮しFRP製とすること。 |  |
| 各ステップ及び昇降用階段はすべり止め処置を施すこと。 |  |
| トイレ部分への昇降用階段を2式付属すること。 |  |
| 製貯水タンク（70Ｌ以上）を設け、配管には寒冷地対策を行うこと。 |  |
| 製便槽タンク（250Ｌ以上）を設け、便槽タンクからの汲取口及び強制排水口を取り付けること。 |  |
| 発注者が指定する装備品等については、別紙「装備品等一覧」に基づき取り付けること。 |  |
| キャブ外装 | フロント左右にサイドミラーを取り付けること。 |  |
| 前照灯として、ヘッドライトを設けること。 |  |
| 全ドアには、雨天時に有効なサイドバイザーを取り付けること。 |  |
| キャブ内装 | 運転席へ取り付ける計器類は標準装備とすること。 |  |
| シャシ純正エアコンを取付けること。 |  |
| ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席にはＳＲＳエアバックを設けること。 |  |
| パワーウインドウを設けること。 |  |
| キャブ内フロントガラス上面には、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザーを２枚取り付けること。 |  |
| 後方カメラ・ドラレコ本体一式（ミラー連動型）を適切な位置に取り付けること。 |  |
| フロアマットをキャブ内床面に敷くこと。 |  |
| ETC車載器を取り付けること。 |  |
| トイレ設備 | トイレ設備は２室（個室）とし、それぞれに専用の出入口、内扉、鏡付きの手洗い場１基を設けること。なお、２室を男女別に区別できるよう、外部に明確な表示を取り付けること。 |  |
| 大便器の便座は洋式便座（温水洗浄便座）とし、臭い逆流防止機能を設けること。また、トイレットペーパーホルダー、トイレ用擬音装置を取り付けるとともに、各扉に施錠機能を設けること。 |  |
| 換気設備及び照明設備を適切な位置に取り付けること。 |  |
| 衣類掛け等のフック又は荷物置き場機能を適切な位置に取り付けること。 |  |
| バッテリーは、車両走行用とは別にトイレ部分用に設けること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部ＡＣ１００Ｖ電源入力のどちらでも可能なこと。さらに、ボデー天井にソーラーパネルを取付けることで、ソーラーパネルから充電も可能なこと。 |  |

※ 仕様書記載の想定品を含む全ての機器について提出してください。

※ 適合の可否欄に「〇」又は「×」を記載してください。

※ 適合の可否欄に「×」ある場合、入札に参加できません。

※ 適合の確認が出来るカタログ・仕様書等（以下「カタログ等」という。）を添付し、カタログ等又はそのコピーの該当箇所をマーカーで示してください。